

1年に1度のこころのセルフケア

# ストレスチェック

こころのセルフケア。  
ストレスチェックを  
行う理由。

ストレスチェック制度は、従業員が自身のストレス状態を知ってメンタルヘルス不調を未然に防ぐだけでなく、職場環境の改善や、人材喪失が招く経営上のリスク回避にもつながります。

従業員50人未満の事業場なら、

助成金を受けることができます。

助成金を活用して、働きやすい職場づくりに取り組みませんか。



## 【従業員数50人未満の事業場の事業主の皆様へ】

従業員数50人未満の事業場（労働保険適用事業場）が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導などを実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができます。

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

### ① ストレスチェック（年1回）を行った場合

1従業員につき500円を上限として、その実費額を支給。

### ② ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合

産業医活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給。

（支給対象となる産業医活動は、1事業場につき年3回が限度です。）

#### 【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

なお、労働保険の適用事業場である支店、営業所等で従業員数が常時50人未満である場合も支給対象の事業場となります。

♪ストレスチェック助成金♪のお問い合わせは

独立行政法人 **労働者健康安全機構** 



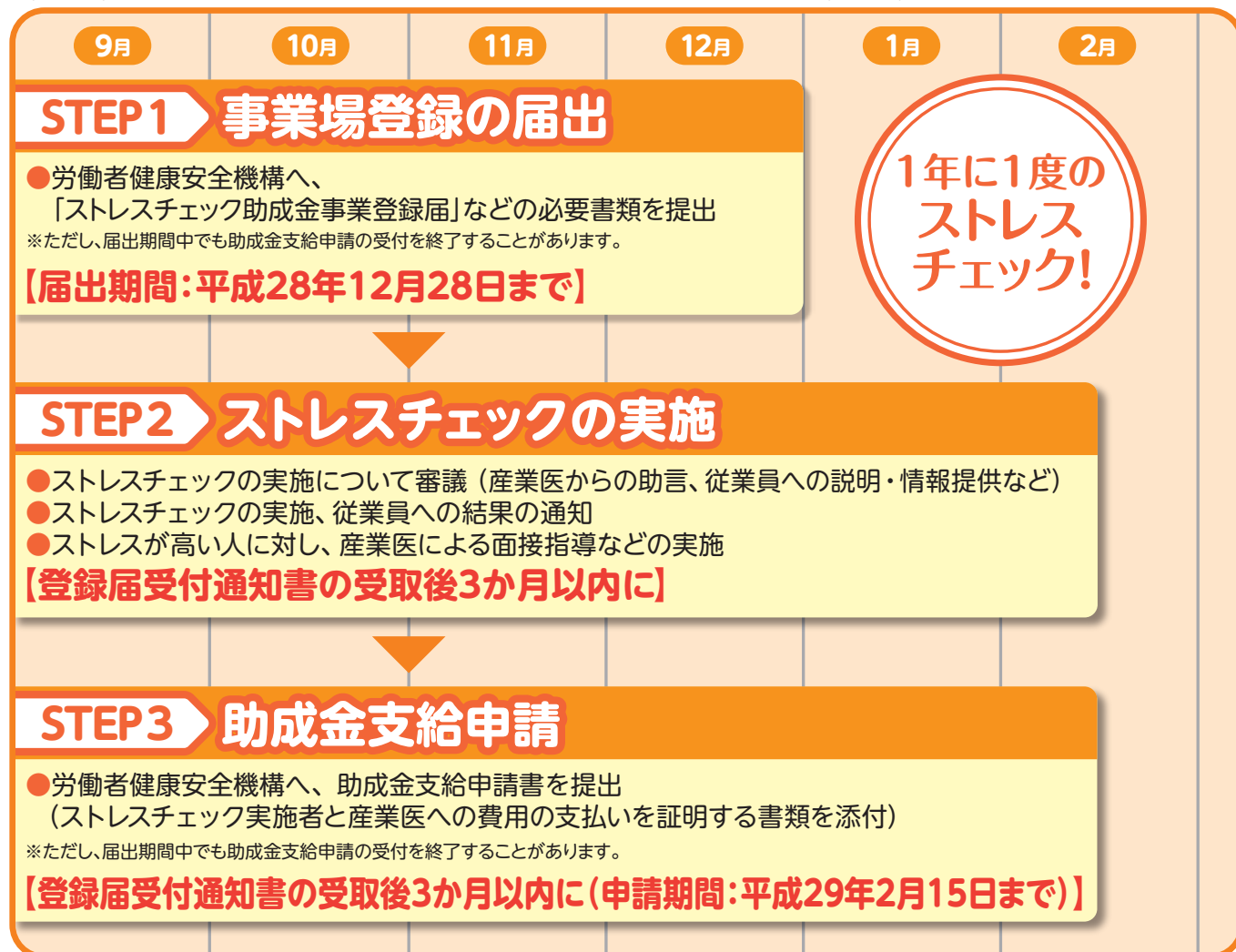
**0570-783046**

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

# \ 登録・申請期間が延長されました! /

<平成28年>

<平成29年>



助成金に関するお問い合わせはこちら

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟



0570-783046  
ナ ヤ ミ ラ シ ロウ

受付時間

平日9時15分～18時  
(土曜、日曜、祝日休み)

独立行政法人  
労働者健康安全機構



<http://www.johas.go.jp/>

ストレスチェック助成金

検索

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス  
ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム(無料)、各種マニュアル等は  
こちらのWEBサイトをご覧ください。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳

検索